## 土壤汚染情報公開台帳

( 案件No. 8 )

整理番号	10	08-22001	調製年月日・契機	令和4年4月18日		•	・ 第116条第1項第1号、			
所在地		江東区東陽五	江東区東陽五丁目7番28		也番)	江東区東陽五丁	目31番19号	(住居表示)		
訂正年月日・契機				令和6年1月26日・第116条の3第3項						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)			スズキ自販東京江東サ 3年5月30日主要な施設			23. 72 m² (¾	汚染地) 1,536.92	2 m² (調査)		
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項										
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				一部掘削除去、盛土						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)										
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨										
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨										
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨										
備考				令和6年1月17日 汚染地面積変更(663.60㎡→23.72㎡)						
土壌の汚り	幹	3告受理年月日	特定有害物質の	の種類	適	合しない基準項目	汚染状	沈調査の受託者		
	·	和3年10月12日	鉛及びその化	合物	<b>煮</b> 有量基準・	容出量基準・第二溶出	出量基準 株式会社タ	「イセキ環境ソリュー ション		
	**************************************			含有量基準・溶		容出量基準・第二溶出	量基準			
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準					

## 土壤汚染情報公開台帳

( 案件No 8 )

							( 案件No. 8 )
	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目			汚染状況調査の受託者
地下水の汚染状況				地下水基準・第二地下水基準			
				地下水	基準・第二地下水:	基準	
地下水の汚染状況				地下水基準・第二地下水基準			
(敷地境界)				地下水基準・第二地下水基準			
	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は	は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和5年3月24日 (令和3年11月24日)	令和4年8月31日	一部掘削除	法、盛土	株式会社スズキ 自販東京	有・無	分別等処理、セメント製造
						有・無	
						有・無	
						有・無	
土地の措置又は改 変状況						有・無	
<b>交</b> 4八70L						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	